

# 定例会11月会議

## 特別職・職員・議員期末手当

### 0.05月引き下げを可決

定例会11月会議は、11月26日に開催されました。

条例の一部改正、各会計補正予算など町長提出の議案6件、議会提出の議案1件を審議し、7件の議案を原案のとおり可決しました。  
参画者は2名でした。

#### ■条例の一部改正

##### ○特別職、職員の給与に関する各条例の一部改正

国の人事院勧告に伴い、特別職・職員・会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げる等の改正。

#### 補正予算の内容

##### ■一般会計補正予算(第6号)

人事院勧告に伴う条例改正による期末手当の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の増に伴う追加による補正。

主な内容は次のとおり。

○漁業生産基盤安定化支援事業費 500万円の追加

○地域経済緊急支援事業費 320万円の追加

○職員給与費

180万4千円の減額

■介護保険特別会計補正予算(第2号)

人事院勧告に伴う条例改正による、職員・会計年度任用職員期末手当の減額補正。

##### ■国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

人事院勧告に伴う条例改正による、職員の期末手当の減額等補正。

##### ■水道事業会計補正予算(第3号)

人事院勧告に伴う条例改正による、職員の期末手当の減額等補正。

単位：千円

会計名	補正額	後補正 予算総額
一般会計	5,801	4,649,660
介護保険 (保険事業勘定)	△ 66	549,153
国民健康保険診療所	△ 89	84,887
水道事業	△ 34	322,490

#### 議会関係の条例改正

##### ■議会議員の歳費・費用弁償等に関する条例の一部改正

特別職の期末手当の支給月数が改正されたため、議会議員の期末手当も0.05月引き下げとする改正。

#### 人事院勧告とは？

人事院が毎年、民間企業の給与等の実態を調査し、国家公務員の給与と比較し、民間企業勤務者と国家公務員との給与が同水準になるよう国に見直しを求めることを人事院勧告といいます。

地方公務員の給与等の見直しについては、この国家公務員の人事院勧告に準じて実施されております。